

全住協第200号  
平成27年9月10日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
流通委員長 濱 田 繁 敏

不動産市場における中古住宅売買の取引環境整備等に関する調査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省担当部局が以下の調査を行っていますので、ご協力の程お願いいたします。 敬 具

記

1. 送付資料 (1)不動産市場における中古住宅売買の取引環境整備等に関する調査・検討業務に関するご協力をお願いについて  
(2)中古住宅売買の実態調査・調査票  
(3)中古住宅売買の実態調査・回答用紙
2. 回 答 先 (株)価値総合研究所 パブリックコンサルティング第3事業部  
F A X 0 3 - 5 2 0 5 - 7 9 2 2
3. 回答期限 10月19日(月)までに2宛にF A Xにてご回答ください。
4. 問 合 先 (1)調査内容について  
(株)価値総合研究所 パブリックコンサルティング第3事業部  
担当：赤松、西尾 T E L 0 3 - 5 2 0 5 - 7 9 0 3  
(2)本依頼について  
(一社)全国住宅産業協会 事務局  
担当：原田 T E L 0 3 - 3 5 1 1 - 0 6 1 1

以 上

平成27年9月

各位

国土交通省土地・建設産業局  
不動産業課

不動産市場における中古不動産売買の取引環境整備等に関する  
調査・検討業務に関するご協力のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より国土交通行政へのご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、現在、我が国においては消費者が安心して取引を行うことができる中古不動産流通市場の整備が重要な政策課題となっており、今年度、国土交通省においては不動産市場における中古不動産売買の取引環境整備等に関する調査・検討業務（以下「本業務」といいます。）を実施しております。

本業務は、先進事業者の取組事例等の調査・分析、宅地建物取引業者による検討を行うとともに、有識者による検討委員会の実施を通じて中古不動産売買の新たな標準的取引モデルを策定し、全国への普及を図ること等により、中古住宅市場の活性化を図ることを目的としております。

つきましては、本業務の実施に当たり、中古不動産売買における新たな取引モデル策定の参考とするため、御社における取組み事例や実務的課題等に関するアンケート調査にご協力頂きますようお願いいたします。

アンケート調査の実施につきましては本業務を受託しております株式会社価値総合研究所に委託しております。アンケート調査の内容及びご不明点等につきましては下記の株式会社価値総合研究所宛にご連絡ください。

なお、本業務におけるアンケート調査は、中古不動産売買における新たな取引モデル策定のための参考として実施するものです。率直なご回答をお願いいたします。

敬具

記

- 【問合せ先】①国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課  
担当 本間・後藤 TEL：03-5253-8111（内線25116）  
②株式会社価値総合研究所 パブリックコンサルティング第3事業部  
都市・住宅・不動産戦略調査室  
担当 赤松・西尾 TEL：03-5205-7903

以上

# 中古住宅売買の実態調査・調査票

国土交通省では、中古住宅市場の活性化を図るため、中古住宅売買時に宅建業者等が行うことが望ましい業務を整理し、新しい中古住宅取引モデルを策定するべく検討を行っています。この度、中古住宅売買の実態を把握するため、宅建業者を対象にしたアンケートを行います。

業務多忙の折、大変お手数をおかけいたしますが、調査趣旨をご理解いただき、調査にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

本調査の回答内容は、本業務の目的以外の用途で使用することはございません。また、御社名や回答者が特定できる形で結果が公表されることは決してございません。

なお、本調査の実施につきましては、本業務を受託しております「株式会社価値総合研究所」に委託しております。アンケート調査の内容及びご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(注)このアンケートは「中古住宅売買」についてのアンケート調査です。「中古住宅売買」を行っていない宅建業者は、本調査票の7ページの設問「御社について伺いいたします」のみお答え下さい。

## <ご回答上のお願ひ>

- ご回答は、別添の「回答用紙（鶯色）」にご記入ください。その際、あてはまる選択肢の番号を○でお囲みください。
- ご回答で「その他」を選択された場合は、該当する欄内に、その内容をご記入ください。
- ご記入いただいた回答用紙2枚（鶯色）はFAXにより、

平成27年10月19日(月)までにご返信ください。

**FAX番号：03-5205-7922**

### 【調査主体】

国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課  
担当：本間、後藤  
電話：03-5253-8111（内線25116）

### 【問合せ先】

株式会社価値総合研究所 パブリックコンサルティング第3事業部  
担当：赤松、西尾  
電話：03-5205-7903  
FAX：03-5205-7922  
メール：jutaku@vmi.co.jp

主に中古住宅取引に関連するサービス・専門業者の紹介状況についてお伺いいたします  
**【問 1】**これまでお客様(売主・買主)に対して、リフォームやインスペクション等の不動産取引に関連するサービスや専門業者を案内した(紹介料の收受の有無を問わない)ことはありますか(ひとつに○)。

1. 売主と買主の両方に対して案内したことがある
2. 売主に対して案内したことはあるが、買主に対しては案内したことはない
3. 売主に対しては案内したことはないが、買主に対して案内したことはある
→「1.」から「3.」を選択した場合、【問 2】へお進みください。
4. 売主と買主の両方に対して案内したことはない
→「4.」を選択した場合、次ページ【問 5】へお進みください。

**(【問 1】で「1.」から「3.」を選択された方)**

**【問 2】**売主・買主のそれぞれに対して案内したことがある、又は自社サービスとして組み込んでいる、不動産取引に関連するサービス・専門業者を教えてください(該当する回答全てに○)。

**□売主に対して(【問 1】で「1.」か「2.」を選択された方)**

1. リフォーム業者	2. インスペクション業者
3. シロアリ検査業者	4. 瑕疵保険業者
5. 地盤検査業者	6. 耐震診断調査業者
7. アスベスト調査業者	8. 既存住宅性能表示の専門業者
9. 不動産鑑定士	10. 土地家屋調査士
11. 金融機関	12. その他：

**□買主に対して(【問 1】で「1.」か「3.」を選択された方)**

1. リフォーム業者	2. インスペクション業者
3. シロアリ検査業者	4. 瑕疵保険業者
5. 地盤検査業者	6. 耐震診断調査業者
7. アスベスト調査業者	8. 既存住宅性能表示の専門業者
9. 不動産鑑定士	10. 土地家屋調査士
11. 金融機関	12. その他：

**【問 3】**不動産取引に関連するサービス・専門業者を案内した、又は組み込んだことで、何か効果はありましたか(該当する回答全てに○)。

1. お客様からの信頼を得ることができた
2. 物件の販売価格設定や価格交渉の根拠として利用することができた
3. 通常の売買取引と比較して、短い期間で取引することができた
4. 売主・買主の取引後のトラブルを防ぐことができた
5. クレームが発生しても円滑に対処することができた
6. 他の専門業者からお客様の紹介を受ける等、ビジネスチャンスが広がった
7. その他：
8. 特に効果はない

【問 4】不動産取引に関連するサービス・専門業者をお客様に案内する、又は組み込むにあたり、実務上の問題・課題はありますか(該当する回答全てに○)。

1. 地域にサービスを提供できる専門業者が少ないこと
2. ネットワークが弱いため、どの業者を案内していいかわからないこと
3. 業界の慣習や仕事の進め方が異なるため、調整等が面倒であること
4. 通常の売買取引と比較して、サービスを提供すると時間がかかること
5. サービス内容や専門業者を案内するパンフレット等がないこと
6. 案内した業者が、責任を取れる体制ができているかが不明なこと
7. 案内した業者がトラブルを起こした際、クレームが宅建業者にも来ること
8. 案内しても、自社の利益にはならないこと
9. その他：
10. 特に問題・課題はない

**主に売主側媒介業務についてお伺いいたします**

【問 5】御社では、年間何件程度、「中古戸建住宅の売主側仲介(両手仲介を含む)」を行っていますか(ひとつに○)。

1. 全くない	2. 年間 10 件未満
3. 年間 10 件以上 25 件未満	4. 年間 25 件以上 50 件未満
5. 年間 50 件以上	

【問 6】御社では、年間何件程度、「中古マンションの売主側仲介(両手仲介を含む)」を行っていますか(ひとつに○)。

1. 全くない	2. 年間 10 件未満
3. 年間 10 件以上 25 件未満	4. 年間 25 件以上 50 件未満
5. 年間 50 件以上	

【問 5】で「1.」を選択し、【問 6】でも「1.」を選択された方は、【問 10】へお進みください。

【問 7】御社が媒介契約締結前(査定書提示時)に売主(候補者を含む)に対して提供する(したい)情報のうち、収集・入手が困難な情報について教えてください(該当する回答全てに○)。

1. 近隣の類似物件の販売価格	2. 近隣の類似物件の過去の成約価格
3. 近隣の類似物件の成約件数	4. 防災関連(水害・土砂災害)の情報
5. 地盤に関する情報	6. 物件の詳細情報(各種設計図書)
7. その他：	8. 特になし

【問 8】売主側が所有する「新築時の設計図書」や「メンテナンスやリフォーム等の維持管理情報」について、通常の業務において売主側から買主側に対してどの程度、引渡し・伝達ができていますか(ひとつに○)。個別性があると思いますが、経験に基づく平均的な回答をお願いいたします。

1. 設計図書の引渡しと、維持管理情報の伝達の両方について、概ねできている
2. 設計図書は概ね引渡しができているが、維持管理情報はあまり伝達できていない
3. 設計図書はあまり引渡しができているが、維持管理情報は概ね伝達できている
4. 設計図書の引渡しと維持管理情報の伝達について、あまりできていない
5. 設計図書の引渡しと維持管理情報の伝達について、ほとんどできていない

【問 9】御社では、「告知書(物件状況報告書・設備表)」をどの程度利用していますか(ひとつに○)。

1. 9割以上	2. 7割以上9割未満
3. 5割以上7割未満	4. 3割以上5割未満
5. 3割未満	

**主に買主側媒介業務についてお伺いいたします**

【問 10】御社では、年間何件程度、「中古戸建住宅の買主側仲介(両手仲介を含む)」を行っていますか(ひとつに○)。

1. 全くない	2. 年間10件未満
3. 年間10件以上25件未満	4. 年間25件以上50件未満
5. 年間50件以上	

【問 11】御社では、年間何件程度、「中古マンションの買主側仲介(両手仲介を含む)」を行っていますか(ひとつに○)。

1. 全くない	2. 年間10件未満
3. 年間10件以上25件未満	4. 年間25件以上50件未満
5. 年間50件以上	

【問 10】で「1.」を選択し、【問 11】でも「1.」を選択された方は、【問 13】へお進みください。

【問 12】御社が中古住宅の購入を検討している方に対して提供する(したい)情報のうち、情報の収集・入手が困難な情報について教えてください(該当する回答全てに○)。

1. 参考となる近隣類似物件の販売価格	2. 参考となる近隣類似物件の過去の成約価格
3. 都市計画法等の法令に基づく制限	4. 私道に関する負担に関する情報
5. 上下水道やガス等のインフラに関する情報	6. 近隣の開発計画に関する情報
7. 防災関連(水害や土砂災害)の情報	8. 学区に関する情報
9. 近隣の商店街や生活利便施設の情報	10. 自治会に関する情報
11. 近隣のサークル活動等に関する情報	12. マンションの専有部分や共有部分の定めに関する情報
13. マンションの修繕積立金の積み立て状況等に関する情報	14. マンションの大規模修繕の実施等の維持管理に関する情報
15. その他	16. 特にない

**インスペクションについてお伺いします**

【問 13】御社では、売主に対して「インスペクションの実施」を提案していますか(ひとつに○)。

1. 必ず提案している	2. 半分以上、提案している
3. ごくまれに提案している	4. 全く提案していない
	→ 【問 15】にお進みください。

【問 13】で「1.」から「3.」を選択された方にお聞きします。

【問 14】売主に対して、主に取引のどのタイミングでインスペクションの提案をしていますか(ひとつに○)。

1. 媒介契約締結前	2. 媒介契約締結後から売買契約締結までの間
3. 売買契約締結後から物件引渡しまでの間	4. 特に決めていない

全員がお答えください。

【問 15】御社では、**買主に対して「インスペクションの実施」を提案**していますか(ひとつに○)。

1. 必ず提案している	2. 半分以上、提案している
3. ごくまれに提案している	4. 全く提案していない

【問 16】インスペクション実施済み物件の取引において、買主に対してどのような説明をしていますか(ひとつに○)。

1. インスペクション実施済みであることを説明し、検査結果報告書の全部について、具体的な内容を説明している
2. インスペクション実施済みであることを説明し、検査結果報告書の一部について、具体的な内容を説明している
3. インスペクション実施済みであることを説明し、検査結果は説明していない
4. インスペクションが実施されたことと検査結果の両方を説明していない

【問 15】で「1. 」から「3. 」を選択された方にお聞きます。

【問 17】買主に対して、主に**取引のどのタイミングでインスペクションの提案**をしていますか(ひとつに○)。

1. 媒介契約締結前	2. 媒介契約締結後から売買契約締結までの間
3. 売買契約締結後から物件引渡しまでの間	4. 特に決めていない

【問 13】で「4. 」を選択し、【問 15】でも「4. 」を選択された方は、次ページ【問 20】へお進みください。

【問 13】と【問 15】の両方とも「4. 」を選択された方以外、全員がお答えください。

【問 18】御社が提案している「**インスペクション**」は、**次のどれに該当**しますか(最も近いものひとつに○)。

1. 国土交通省が定めるガイドラインに即したインスペクション
2. 瑕疵保険の適合証明書が取得できるインスペクション
3. フラット 35 や耐震診断等の適合証明書が取得できるインスペクション
4. 上記 1. ～ 3. 以外で、建築士や建築施工管理技士等の建物の専門家によって行われるインスペクション
5. 一定の研修を受けた宅建業者が行うインスペクション
6. その他：

【問 19】お客様に「**インスペクションの実施**」を提案している理由を教えてください(該当する回答全てに○)。

1. 売主にとって、近隣の類似物件と差別化して売出すことができると思うから
2. 売主・買主間のトラブルを未然に防げると思うから
3. 補修が必要な箇所や補修費用を知ることができると思うから
4. 価格交渉時の根拠になると思うから
5. 住宅の状態を明らかにすることが買主の購入判断を円滑にすると思うから
6. 売買契約締結までの期間(取引に係る期間)が短くなると思うから
7. インスペクションを紹介すると成約の可能性が高くなると思うから
8. これからの取引ではインスペクションを行うのは当然のことと思うから
9. 仲介業者にとって取引に関するリスクを減らすことができると思うから
10. 他社がやっているから
11. その他

全員がお答えください。

【問 20】国土交通省が作成した「既存住宅インスペクション・ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」について知っていますか(ひとつに○)。

1. ガイドラインの内容まで知っている	2. ガイドラインがあることは知っている
3. ガイドラインがあることを知らない	

### 既存住宅売買かし保険の活用状況についてお伺いします

【問 21】御社では、お客様に対して「既存住宅売買かし保険(個人間売買タイプ)」の案内(瑕疵保険制度の説明、申込みの推奨を含む)をしていますか(ひとつに○)。

1. 売主と買主の両方に対して案内している
2. 売主に対しては案内しているが、買主に対しては案内していない
3. 売主に対しては案内していないが、買主に対しては案内している
→「1.」から「3.」を選択した場合、【問 22】へお進みください。
4. 売主と買主の両方に対して案内していない
→「4.」を選択した場合、次ページ【問 24】へお進みください。

【問 21】で「1.」から「3.」を選択された方にお聞きします。

【問 22】お客様に対して、どれくらいの頻度で既存住宅売買かし保険(個人間売買タイプ)を案内していますか。売主と買主、それぞれをお答えください(ひとつに○)。

【【問 21】で「1.」か「2.」を選択された方】売主に対して既存住宅売買かし保険を案内する頻度

1. 必ず案内している	2. 半分以上案内している
3. ごくまれに案内している	

【【問 21】で「1.」か「3.」を選択された方】買主に対して既存住宅売買かし保険を案内する頻度

1. 必ず案内している	2. 半分以上案内している
3. ごくまれに案内している	

【問 23】お客様に対して、「既存住宅売買かし保険(個人間売買タイプ)」を案内している理由を教えてください(該当する回答全てに○)。

1. 売主が売却後の瑕疵担保責任を負わなくていいから(売主のメリットになるから)
2. 瑕疵があった場合でも保証を受けることができ、買主にメリットがあるから
3. 売主にとって、近隣の類似物件と差別化して販売することができるから
4. 買主が助成金等の補助制度を活用できるから
5. 瑕疵保険に加入していると成約の可能性が高くなるから
6. 宅建業者が売却後のトラブルを回避できるから
7. これからの取引では瑕疵保険を活用するのが当然のことと思うから
8. 他社がやっているから
9. その他

### 事業者間連携協議会についてお伺いします

【問 24】事業者間連携協議会(詳細は【参考】参照)の取組を知っていますか(ひとつに○)。

1. 協議会の取組内容を知っている
2. 協議会の存在は知っているが、内容はよく知らない
3. 協議会を知らない
4. その他



## 御社についてお伺いします

【問 A】御社が手掛けている業務内容を選択して下さい(該当する回答全てに○)。

1. 売買仲介	2. 賃貸仲介
3. サブリース	4. 賃貸管理
5. 売買・賃貸業	6. 不動産企画・開発
7. 建築・設計・リフォーム業	8. その他：

【問 B】上記業務のうち、最も重点を置いている業務内容を選択して下さい(ひとつに○)。

1. 売買仲介	2. 賃貸仲介
3. サブリース	4. 賃貸管理
5. 売買・賃貸業	6. 不動産企画・開発
7. 建築・設計・リフォーム業	8. その他：

【問 C】御社の従業員数、及び宅地建物取引士の人数をご記入ください。

※記入は別紙の回答用紙にお願いいたします。

【問 D】御社の資本金の額を選択して下さい(ひとつに○)。

1. 500 万円未満	2. 500 万円以上 1,000 万円未満
3. 1,000 万円以上 2,000 万円未満	4. 2,000 万円以上 5,000 万円未満
5. 5,000 万円以上 10,000 万円未満	6. 10,000 万円以上

【問 E】御社が所属している団体名を選択して下さい。(該当する回答全てに○)。

1. (公財) 全国宅地建物取引業協会連合会	2. (公社) 全日本不動産協会
3. (一社) 不動産流通経営協会	4. (一社) 全国住宅産業協会

【問 F】御社の本社所在地をご記入ください。

※記入は別紙の回答用紙にお願いいたします。なお、記入例は回答用紙をご覧ください。

【問 G】差しつかえなければ御社名をご記入ください。

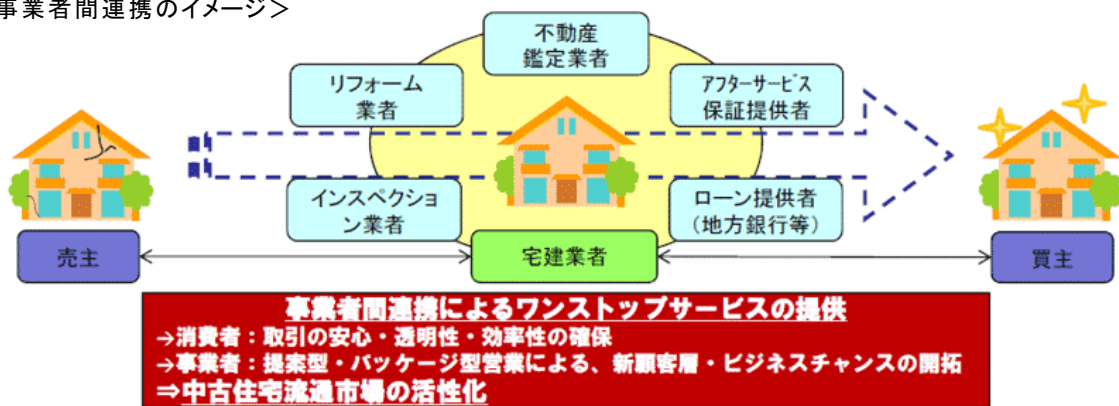
※記入は別紙の回答用紙にお願いいたします。

## 「事業者間連携による中古住宅売買」を行っている全国 17 の協議会について

今日の不動産市場においては、消費者が安心して取引を行うことのできる中古住宅の流通市場を整備し、中古住宅取引の活性化を図ることが重要な政策課題となっています。

中古住宅流通市場の活性化を進める上では、実際の住宅取引やリフォームの場で消費者（売主・買主）と直に接する宅建業者が、リフォーム業者やインスペクション業者、住宅瑕疵担保責任保険法人、金融機関等の中古住宅取引に関わる様々なサービスを提供する事業者と連携することにより、消費者に対してワンストップでサービスを提供することが求められており、国土交通省では平成 24 年度から各地域におけるこのような取組を支援してきました。現在、全国で 17 の協議会が活動中です。

<事業者間連携のイメージ>



□ 17 協議会の名称とホームページ URL

名称	ホームページ URL
北海道既存住宅流通促進協議会	-
東北地区中古住宅 流通促進協議会	<a href="http://tohoku-cyuko.jp/">http://tohoku-cyuko.jp/</a>
首都圏既存住宅流通推進協議会	<a href="http://www.seei.jp/confe/index.htm">http://www.seei.jp/confe/index.htm</a>
良質中古住宅推進協議会	<a href="http://www.baikyaku-mado.com/">http://www.baikyaku-mado.com/</a>
ウェスト東京不動産流通ネットワーク	<a href="http://wes-t.jp/">http://wes-t.jp/</a>
富山県中古住宅流通促進協議会	<a href="http://chukojoyutaku-toyama.com/index.html">http://chukojoyutaku-toyama.com/index.html</a>
良品 R 住宅推進協議会	<a href="http://www.ryouhin-r.org/">http://www.ryouhin-r.org/</a>
静岡不動産流通活性化協議会	<a href="http://www.s-kyo.com/index.html">http://www.s-kyo.com/index.html</a>
既存住宅品質サポートセンター	<a href="http://kizonjutaku.com/">http://kizonjutaku.com/</a>
関西不動産流通活性化連携協議会	<a href="http://kra-anshin.com/">http://kra-anshin.com/</a>
大阪不動産コンサルティング事業協同組合	<a href="http://www.re-consul-coop.com/">http://www.re-consul-coop.com/</a>
兵庫既存住宅活性協議会	<a href="http://www.hyokikyo.jp/">http://www.hyokikyo.jp/</a>
不動産コンシェルジュ中国地区協議会	<a href="http://www.fudousan-con.jp/">http://www.fudousan-con.jp/</a>
四国中古住宅流通促進事業協議会	<a href="http://www.shikokurenkei.com/">http://www.shikokurenkei.com/</a>
一般社団法人日本不動産流通アソシエ	<a href="http://j-associe.com/">http://j-associe.com/</a>
住宅管理・ストック推進協会	<a href="http://www.jyukan.org/">http://www.jyukan.org/</a>
OKINAWA 型中古住宅流通研究会	<a href="http://study.okinawa/">http://study.okinawa/</a>

# 中古住宅売買の実態調査・回答用紙

## <ご回答上のお願>

- ご回答は、あてはまる選択肢の番号を○で囲んで下さい。
- ご回答で「その他」を選択された場合、該当する自由記入欄に、その内容をご記入下さい。
- ご記入いただいた回答用紙（合計2枚）は、**平成27年10月19日(月)**までに FAXにてご返信下さい。

返信先 FAX 番号： 03-5205-7922

設問番号	選択肢(該当する番号に「○」をつけて下さい)									
【問 1】(ひとつに○)	1	2	3							
【問 2】売主側 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	「12. その他」自由記入欄						
【問 2】買主側 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	「12. その他」自由記入欄						
【問 3】 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8		
	「7. その他」自由記入欄									
【問 4】 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	10	「9. その他」自由記入欄								
【問 5】(ひとつに○)	1	2	3	4	5					
【問 6】(ひとつに○)	1	2	3	4	5					
【問 7】 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8		
	「7. その他」自由記入欄									
【問 8】(ひとつに○)	1	2	3	4	5					
【問 9】(ひとつに○)	1	2	3	4	5					
【問 10】(ひとつに○)	1	2	3	4	5					
【問 11】(ひとつに○)	1	2	3	4	5					
【問 12】 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	「15. その他」自由記入欄		
【問 13】(ひとつに○)	1	2	3	4						
【問 14】(ひとつに○)	1	2	3	4						
【問 15】(ひとつに○)	1	2	3	4						

## 中古住宅売買の実態調査・回答用紙

設問番号	選択肢(該当する番号に「○」をつけて下さい)										
【問 16】(ひとつに○)	1	2	3	4							
【問 17】(ひとつに○)	1	2	3	4							
【問 18】(ひとつに○)	1	2	3	4	5	6					
	「6. その他」自由記入欄										
【問 19】 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11									
	「11. その他」自由記入欄										
【問 20】(ひとつに○)	1	2	3								
【問 21】(ひとつに○)	1	2	3	4							
【問 22】売主側(ひとつに○)	1	2	3								
【問 22】買主側(ひとつに○)	1	2	3								
【問 23】 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
	「9. その他」自由記入欄										
【問 24】(ひとつに○)	1	2	3	4							
	「4. その他」自由記入欄										
【問 A】 (該当する回答全てに○)	1	2	3	4	5	6	7	8			
	「8. その他」自由記入欄										
【問 B】(ひとつに○)	1	2	3	4	5	6	7	8			
	「8. その他」自由記入欄										
【問 C】	【従業員数】 _____ 人					【宅地建物取引士】 _____ 人					
【問 D】(ひとつに○)	1	2	3	4	5	6					
【問 E】(該当する回答全てに○)	1	2	3	4							
【問 F】住所	(記入例：東京都千代田区大手町○丁目○番○号)										
【問 G】御社名											